

2004年10月7日

各 位

会 社 名 双日ホールディングス株式会社
代表者名 代表取締役社長 西村 英俊
(コード番号 2768 東証第1部・大証第1部)
問合せ先 広報部長 吉村 剛史
T E L 03 (5520) 3404

第三者割当増資（優先株式発行）および転換社債型新株予約権付社債発行にかかる
発行条件等の確定に関するお知らせ

2004年9月29日開催の当社取締役会において決議いたしました第三者割当による優先株式の発行および転換社債型新株予約権付社債の発行に関し、未確定であった発行条件等が本日確定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 第一回 種優先株式

当初転換価額の決定方法が次のとおり確定しました。

当初転換価額は、平成31年10月29日に先立つ45取引日（以下「取引日」というときは終値のない日は除く。）目に始まる30取引日の東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値に相当する金額（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）とする。ただし、上記計算の結果、当初転換価額が200円（以下「下限当初転換価額」という。ただし、第一回種優先株式の発行要項の規定により調整される。）を下回る場合には、下限当初転換価額をもって、また当初転換価額が2,162.2円（以下「上限当初転換価額」という。ただし、第一回種優先株式の発行要項の規定により調整される。）を上回る場合には上限当初転換価額をもって当初転換価額とする。

上限当初転換価額の決定方法

払込期日（平成16年10月29日）に先立つ44取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値に5を乗じた額（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入した。）

本報道発表文は、当社の優先株式および転換社債型新株予約権付社債の発行条件等の確定に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘またはそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

<ご参考>

1. 発行新株式数
10,875,000 株
2. 発行価額
1 株につき 12,000 円
3. 発行価額中資本に組み入れない額
1 株につき 6,000 円
4. 申込期日
平成 16 年 10 月 28 日
5. 払込期日
平成 16 年 10 月 29 日

． 第二回 種優先株式

当初転換価額の決定方法が次のとおり確定しました。

当初転換価額は、平成 27 年 10 月 29 日に先立つ 45 取引日（以下 ．において「取引日」というときは終値のない日は除く。）目に始まる 30 取引日の東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値に相当する金額（円位未満小数第 2 位まで算出し、その小数第 2 位を四捨五入する。）とする。ただし、上記計算の結果、当初転換価額が 200 円（以下 ．において「下限当初転換価額」という。ただし、第二回 種優先株式の発行要項の規定により調整される。）を下回る場合には、下限当初転換価額をもって、また当初転換価額が 864.9 円（以下 ．において「上限当初転換価額」という。ただし、第二回 種優先株式の発行要項の規定により調整される。）を上回る場合には上限当初転換価額をもって当初転換価額とする。

上限当初転換価額の決定方法

払込期日（平成 16 年 10 月 29 日）に先立つ 44 取引日目に始まる 30 取引日の東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値に 2 を乗じた額（円位未満小数第 2 位まで算出し、その小数第 2 位を四捨五入した。）

<ご参考>

1. 発行新株式数
2,000,000 株
2. 発行価額
1 株につき 10,000 円
3. 発行価額中資本に組み入れない額
1 株につき 5,000 円
4. 申込期日
平成 16 年 10 月 28 日

本報道発表文は、当社の優先株式および転換社債型新株予約権付社債の発行条件等の確定に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘またはそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

5. 払込期日

平成 16 年 10 月 29 日

． 第一回 種優先株式

当初転換価額が次のとおり確定しました。

432.4 円

当初転換価額の決定方法

払込期日（平成 16 年 10 月 29 日）に先立つ 44 取引日（以下 ．において「取引日」というときは終値のない日を除く。）目に始まる 30 取引日の東京証券取引所における当会社の普通株式の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（円位未満小数第 2 位まで算出し、その小数第 2 位を四捨五入した。）である 432.4 円または 425.4 円（平成 16 年 9 月 21 日から 9 月 28 日までの 5 取引日の東京証券取引所における当会社の普通株式の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値に相当する。）のうち、より大きい額

<ご参考>

1. 発行新株式数

1,000,000 株

2. 発行価額

1 株につき 10,000 円

3. 発行価額中資本に組み入れない額

1 株につき 5,000 円

4. 申込期日

平成 16 年 10 月 28 日

5. 払込期日

平成 16 年 10 月 29 日

本報道発表文は、当社の優先株式および転換社債型新株予約権付社債の発行条件等の確定に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘またはそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

． 双日ホールディングス株式会社第一回無担保転換社債型新株予約権付社債（双日株式会社保証付）
新株予約権に関する事項が次のとおり確定しました。

(1) 当初転換価額 454.0 円

当初転換価額の決定方法

払込期日（平成 16 年 10 月 29 日）に先立つ 44 取引日（以下 ．において「取引日」というときは終値のない日を除く。）目に始まる 30 取引日の東京証券取引所における当会社の普通株式の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（円位未満小数第 2 位まで算出し、その小数第 2 位を四捨五入した。）である 432.4 円または 425.4 円（平成 16 年 9 月 21 日から 9 月 28 日までの 5 取引日の東京証券取引所における当会社の普通株式の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値に相当する。）のうち、より大きい額である 432.4 円に 1.05 を乗じた額（円位未満小数第 2 位まで算出し、その小数第 2 位を四捨五入した。）

(2) 資本組入額 1 株につき 228 円

<ご参考>

1. 社債の総額

10,000,000,000 円

2. 払込期日および発行日

平成 16 年 10 月 29 日

3. 本新株予約権の行使請求期間

平成 16 年 11 月 1 日から平成 18 年 10 月 26 日まで

4. 償還期限

平成 18 年 10 月 27 日

以上

本報道発表文は、当社の優先株式および転換社債型新株予約権付社債の発行条件等の確定に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘またはそれに類似する行為のために作成されたものではありません。